

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより、令和3年12月、武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました、第105号議案から第132号議案までの28議案と報告第14号から第16号までの3件及び議員から提出されました請願第2号並びに議提第2号を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

古川議会運営委員長

古川議会運営委員長／おはようございます。

令和3年12月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、11月29日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3．決算審査特別委員会の報告について、第4．一般質問の質問順序について、以上4項目でございます。

本定例会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました、条例議案9件、事件議案10件、予算議案9件、請願1件、議員提案1件の合計30件でございます。

なお、追加議案等として、事件議案4件、予算議案1件が予定されております。

また、9月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました一般会計及び特別会計等の決算認定議案につきましては、一般会計決算審査特別委員長、特別会計等決算審査特別委員長から、それぞれ審査終了の報告が、議長宛に提出されております。

議案審議に先立ち、報告をしていただくこととしております。

次に、議案の審議順序及び委員会付託の要否についてでございます。

まず、第126号議案、第127号議案の2件の条例議案及び第128号議案から132号議案までの5件の予算審議につきましては、所管の常任委員会付託を省略し、本日、審議を行い、即決することで意見の一致を見ました。

委員会付託については、第122号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第8回）につきましては、所管の常任委員会に分割付託し、その他の議案につきましては、所管の常任委員会に付託することで、意見の一致を見ました。

また、議員提出議案、議定第2号 証言拒否に伴う告発についてにつきましては、本日、採決することで意見の一致を見ました。

次に、一般質問でございます。

11名の議員から36項目の通告がなされており、一般質問順序の抽選結果はデータ配付のとおりでございます。

12月7日から9日までの3日間の日程とし、抽選結果の順に、それぞれ7日、8日は4名ずつ、9日に3名行うこととして、いずれも午前9時開議とすることに決定いたしました。

質問につきましては、答弁を含めて60分であります。

以上のことを考慮し、検討いたしました結果、会期は、本日30日から12月16日までの17日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細につきましては、データ配信のとおりでございます。

答申は以上でございます。

終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日30日から12月16日までの17日間と決定いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日30日から12月16日までの17日間とすることに決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第88条の規定により、2番 豊村議員、15番 松尾初秋議員、19番 杉原議員の以上3名を指名いたします。

日程第3．議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告は、データ配信しておりますので、それをもって報告に代えさせていただきます。

日程第4．市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

武雄市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず、豪雨災害からの復旧・復興についてであります。

8月11日からの大雨による災害から、3か月半が経過いたしました。

この間、一日も早い復旧と市民の皆様の生活再建を目指し、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいりました。

被災された方々の懸命の御努力に加え、市内外の多くの方々の御支援により、着実に復旧が進んでいるところであり、全ての皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

2年で2回の災害を受け、今後の復旧や復興の大きな方向性を示すため、「武雄市 新・創造的復興プラン」を作成いたしました。

まずは、被災された方々の生活再建を最優先とし、一日も早い復旧に全力で取り組んでまいります。

加えて、気候変動に対応した、水と共に生きるまちを目指し、新たに設置した治水対策課を中心に各分野の総力を結集し、誰もが安心して住み続けられ、新たなにぎわいが生まれる創造的復興を強力に進めてまいります。

気候変動に対応したまちづくりを進めるためには、何よりもまず抜本的な治水対策を、スピード感を持って行うことが必要です。

六角川水系緊急治水対策プロジェクトの前倒しでの実施や六角川洪水調整池の早期完成に加え、超短期での対策や新たな抜本的対策を議会の皆様と一緒に今まで国に求めてまいりました。

今後も、引き続き強力に求めてまいります。

併せて、県に対しましても、内水対策プロジェクトの推進、排水機場の早期完成、河川の整備促進をこれまで以上に強く求めてまいります。

加えて、市として実施可能なあらゆる対策を早急に進めてまいります。

ため池の事前放流や田んぼダムの普及促進など、今ある資源を生かした対策の早期実施に加え、さらなる効果的な内水対策を進めるため、データを活用した内水氾濫メカニズムの分析や六角川流域のため池の基礎調査などに着手いたします。

調査結果を基に、浸水低減効果が高い対策から優先してスピード感を持って実施してまいります。

既に、被災された小規模事業者、中小事業者及び中堅企業の皆様に対しまして、「水に強いなりわい再建等事業」において、事業再建に向けた支援を行っているところですが、その対象業種を、医療、福祉、保育施設等へ拡大いたします。

被災された建物や機械設備等の修理、購入などの再建費用や、土地や建物のかさ上げ、止水設備の設置、市内への移転など今後の浸水対策に係る費用を補助いたします。

市民生活に欠かせない医療、福祉分野の、事業継続を支援することにより、市民の暮らしを守り、誰もが安心して住み続けられるまちを目指してまいります。

農業者の営農再開には、農業用機械や施設の復旧が必要不可欠であります。

農産物の生産・加工に必要な機械や施設の再取得、再建、修繕に係る費用を補助いたします。

今回、国からの支援が得られない中、県と協調し、2年前と同じく費用の6割を補助することで、農業者の一日も早い経営再建と事業継続を強力に支援してまいります。

併せて、再度の気象災害に備え、園芸施設や農機具共済等への加入を促進することで、今後の被害額を軽減する農業者の自助の取組を拡げてまいります。

また、次期作に必要な種子、種苗の購入費用や、畜産農家に対する生産資材の再購入費用につきましても補助を行い、本市の基幹産業でもある農業をしっかりと支えてまいります。

今回の災害においても、2年前と同様、市内全域で農地・農業用施設・林道等に大きな被害がありました。

国の災害査定を受け、農地・農業用施設等の本格的な復旧を行い、迅速な機能回復を図ってまいります。

また、市内各地で起きたがけ崩れに対しましても復旧を進め、住民の方の不安を一日も早く取り除き、市民の暮らしの安全をしっかりと守ってまいります。

子や孫の代まで大切なふるさとを守り、「やっぱり武雄」と安心して住み続けられるよう、創造的復興に全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国の新規感染者数は減少傾向が続いております。

これも、市民の皆様や事業所の皆様の感染防止対策への御努力の賜物であると考えております。

しかしながら、これから寒い時期を迎え、屋内での活動が増えてまいります。

年末年始を迎えるに当たり、人の流れが増加することも予想されます。

また先日、南アフリカで新たな変異株であるオミクロン株が確認され、世界での感染拡大が懸念されています。

市民の皆様におかれましては、引き続き、日常生活における一人一人の感染防止対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。

ワクチン接種につきましては、これまで、「接種したい方が、接種したいときに、接種できる環境づくり」を基本方針とし、10月末までに対象者の2回目接種8割を目指し、医師会と連携しながら進めてまいりました。

その結果、現在、市内の12歳以上の84%以上の方が2回目の接種を終えている状況であり、今後は3回目のワクチン接種に向けた体制を整備してまいります。

2回目の接種からおおむね8か月以上を経過した18歳以上の方を対象とし、本日より、医療従事者の方に対する接種券の発送を開始いたします。

その後、一般の方に対しましても、2回目までの接種時期に応じて、1月5日から順次接種券の発送を予定しております。

引き続き、医師会や医療機関の皆様と連携し、受たい人が遅滞なく受けられる体制を着実

に整えてまいります。

今後も、市民の命と暮らしを守るため、感染予防の徹底、市民生活の支援、地域経済の回復と活性化、次への備えを4本柱として、各種コロナ対策にスピード感を持って取り組んでまいります。

以上、市民の皆様が安心して暮らすことができるまちを目指し、各種政策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解・御協力を切にお願い申し上げ、私の提案事項説明とさせていただきます。

本議会もどうぞよろしく願いいたします。

議長／北川副市長

北川副市長／皆さん、おはようございます。

私のほうから今定例会に提出いたしております議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例議案7件について御説明いたします。

「武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、条例を改正するものであります。

「武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、武雄市民球場の供用開始前の準備行為に関する規定を定めるため、条例を改正するものであります。

「武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

「武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

「武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

また、「武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、し尿収集に係る収集運搬手数料の見直しに伴い、条例を改正するものです。

このほか、武雄市衛生処理センターの処理対象区域の変更に伴い、「武雄市衛生処理センター設置条例の一部を改正する条例」を提案いたしております。

次に、事件議案10件について御説明いたします。

武雄市過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「新武雄工業団地造成（１工区）工事請負契約の一部変更について」、同じく（２工区）工事請負契約の一部変更について及び（３工区）工事請負契約の一部変更につきましては、新武雄工業団地造成工事の工期を延長するため、議会の議決を求めるものであります。

「武雄市体育施設の指定管理者の指定について」、「武雄市民球場の指定管理者の指定について」及び「武雄市乳待坊公園の指定管理者の指定について」は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

「損害賠償の額を定めることについて」は、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求めるものです。

また、「佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」及び「杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案について御説明いたします。

今回の補正は、国及び県の補助金等を活用した事業の追加など、９月の追加補正予算の編成後に生じた事由により、速やかに対応すべき経費について補正をお願いいたしております。まず、国や県の補助金等を活用した事業では、８月１１日から的大雨により被害を受けた農地、農業用施設等の復旧に要する経費や、新型コロナウイルスワクチンの３回目の接種に要する経費などを計上いたしております。

市単独事業では、六角川流域の内水氾濫メカニズムを分析し、対策案を検討するための経費や、医療・福祉・保育施設等の再建や浸水対策への支援に要する経費などを計上いたしております。

そのほかの補正予算では、２件の特別会計と１件の公営企業会計の予算を提出いたしております。

このほか、交通事故による損害賠償及び草刈作業等における事故による損害賠償に係る専決処分の報告をいたしております。

また、本日、条例議案２件、予算議案５件を追加で提案いたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／日程第５．教育長の教育に関する報告を求めます。

松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

コロナ禍の中で延期となっておりました小中学校の運動会・体育大会につきましては、各学校、競技時間を短縮するなど感染防止対策を講じながら実施いたしました。

また、修学旅行につきましても、例年とは行き先を変更するなどして、無事に修学旅行を実施しているところでございます。

2022 年秋に開業予定の西九州新幹線に関連して、市内小中学生と希望する年長児を対象に「令和 3 年ハブ都市武雄 P R ポスターコンクール」を開催し、10 月 10 日に表彰式を行いました。

受賞作品は武雄温泉駅で展示された後、12 月からは武雄市図書館・歴史資料館に展示されますので、子供たちが描く新幹線のある未来をぜひ御覧ください。

10 月に行われました杵島武雄地区中学校駅伝大会では、男子は 1 位に武雄中学校、女子は 1 位に武雄中学校、2 位に川登中学校、3 位に山内中学校と続き、子供たちは、日頃の頑張りを発揮してくれました。

I C T 利活用を進めるため、公開授業や武雄市こども図書館において、親子でプログラミング体験学習を行い、保護者の方々にも I C T への理解を深めていただいたことと思います。また、教員の働き方改革を進めるため、統合型校務支援システムを導入し、校務データの一元管理を行い、教員の負担軽減につなげているところでございます。

次に、子育てについて申し上げます。

10 月 8 日から 10 日までのキッズウィークでは、新型コロナウイルス感染症に注意しながら、各町公民館を中心に親子や家族で参加する工作教室や歴史探訪を実施いたしました。

また、武雄市図書館・歴史資料館やこども図書館では、新幹線開業にちなんだイベント等を開催いたしました。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

令和元年 8 月豪雨で被災した北方公民館の復旧工事と改修工事が完了し、11 月から北方公民館全館の利用ができるようになりました。

11 月 6 日開催のリニューアル記念式では、文化ホールでの舞台発表やイルミネーションの点灯式が行われました。

公民館活動では、町民運動会やふれあい祭りなどの行事が昨年引き続き中止となっておりますが、作品展や講座などは工夫しながら開催しております、町民のふれあいや学びの場づくりに努めております。

また、10 月 10 日には、「NHK のど自慢」が開催されました。

コロナ禍の中での開催となりましたが、「明るく 楽しく 元気よく！」で、復興に向けた武雄の元気を全国に届けることができたのではと思っております。

武雄市図書館・歴史資料館では、10 月 16 日から 11 月 21 日まで、企画展「武雄から世界へ

山口尚芳を知っていますか」を開催いたしました。

山口尚芳は、明治政府が海外派遣した岩倉使節団の全権副使の一人で、明治政府の代表として世界を見聞し、先進的な科学技術や最新の世界情勢を視察し、帰国後、日本の近代国家形成の過程で大きな役割を果たしました。

明治政府で活躍した武雄出身の山口尚芳を身近に感じていただいたことと思います。

また、今回は、市内の小学校の全ての6年生がこの企画展を観覧し、山口尚芳のことを知り、郷土愛を育むことができたのではないかと考えております。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、9月から11月までの3か月間に実施いたしました主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりでありますので、御覧ください。

今後とも、さらなる御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

議長／日程第6．第126号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び日程第7．第127号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第126号議案及び第127号議案について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、佐賀県に準じて提案をさせていただいております。

第126号議案の議案書1ページから2ページでございますが、武雄市の一般職と任期付職員の期末手当の支給率を0.15月減額するものでございます。

第1条と第3条では、今年度分について、12月の支給分で0.15月分を減額するように改めております。

第2条と4条では、令和4年4月以降の期末手当について、年0.15月の減額を6月と12月にそれぞれ0.075月に分けて減額の改正をするものでございます。

第127号議案につきまして、議案書の3ページ、4ページになります。

武雄市市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を、0.10月分減額する改正をお願いしております。

第1条と第3条では、今年度分について、12月の支給分で0.10月分を減額するよう改めているものでございます。

第2条と4条では、令和4年4月以降の期末手当について、年0.10月分の減額を6月と12月にそれぞれ0.05月に分けて減額するように改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第126号議案及び第127号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員／今、126号議案と127号議案の説明をいただきましたけれども、126号議案について御質問させていただきます。

説明の冒頭で、県に準じての期末手当の引下げということでお聞きをしました。

しかしながら、県に準じる前に国の人事院勧告が基本となっているんじゃないかと。

それにつきましては、国公準拠の下、国家公務員の給与に準ずる採用が地方自治体職員の給与に関しては参考になっていると思うんですよ。

しかしながら、国においては今のところ給与関係閣僚会議の中でこの人事院勧告については先送り、まだ決定もしていない。

今後、検討をするということになっておりますが、国がしないことを地方自治体、県も市の自治体もやっていくということについてはどのようにお考えかお尋ねします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／今回の給与改定におきましては、武雄市におきましては、佐賀県の人事委員会勧告に準拠して給与改定を行っているところであります。

議員のほうから説明がありましたように、国においては、今回の改定については、今来ている情報では来年6月で調整をするという情報しか、今のところこちらのほうに来ておりませんけれども、あくまでも佐賀県におきましては、人事委員会勧告を尊重して行うという情報が来ておりまして、県内の20市町は全て今回、12月で改定するというところで確認をしているところであります。

議長／12番 池田議員

池田議員／佐賀県においては20市町全てが県に準じてやるということですがけれども、全国的に見て、この勧告に従っていない、従わない、議会に提案しない自治体等がどのくらいある

のか、そして、この国の人勧が出たときには、全日本自治体労働組合との協議もされています。各地方においてはどのような交渉をされたのか、その点についてお尋ねします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／今回の給与改定について、他の自治体等の情報については全て持ち合わせている状況ではありませんけれども、あくまでも佐賀県内においては、全て実施をするということを確認しております。

それから、職員団体等については、この分については協議をいたしまして、話し合いをもって、妥結というか確認しているところであります。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／この126号、127号で、国の方向性があるって、県が決めたやつに従っているということですけども、もともとこの理由はコロナによる経済不況のためですかね。その理由はなんですか。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／国のほうからの通知文書、***ですけども、その中では、国のほうの考えをいたしましては、現況の経済状況を見据えながら、今回の改定については見送るというような情報しか来ておりませんので、こちらのほうで把握している分については、それくらいしか答弁することができません。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第126号議案及び第127号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論・採決を行います。討論・採決については議案ごとに行います。

まず、第 126 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

第 126 号議案の一般職の給与改定の分ですね、これについて反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のマイナス勧告については 2 年連続のマイナス勧告、今回は 0.15 ということですが、前年度 0.05 だったと思いますけれども、2 年連続で 0.20 のマイナス引下げということであり

ます。国のほうでは、民間との比較ということで言われておりますけれども、民間との月例給の官民比較が 0.00、19 円ほどの差しかございません。

その中でコロナ、そして、武雄市においては、佐賀県においては、2 年越しの大水害もありました。

そして、職員の皆さん必死になって働いてこられて、コロナにおいてもそうです。

そういう中に、この引下げがモチベーションの低下とならないようお願いしたいのと、地方においてはそういう状況にある中、国のほうはまだ検討している段階で、国は決定していない、先送り。

そして、自治体のほうは国の人勧によって引下げをさせられていく。

こういう中において、地方は地方の声を上げて、こういう頑張っている人が報われる給与制度であるべきだということ、国の押しつけではなく地方の声をしっかり届けていく制度とあるべきだと、私は今回の改定においてはそう思います。

こういった中、経済の経済再生と言われております。

公務員においては引下げ、そして民間には強く 3% の引上げを求める、この整合性が取れないこの施策についても、私はしっかりと経済対策を訴えていくなれば今回、引下げについては反対の立場ということで討論をさせていただきました。

どうか皆さん、御賛同のほどよろしく願いいたします。

議長／7 番 上田議員

上田議員／おはようございます。

第 126 号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、るる反対討論を述べられまして、思いというところは非常に共感できる部分も確かにあるのはあります。

頑張っている方が報われる社会でなければならないというのは、もう十二分に把握しているところでございますけれども、今回の給与改定については、県にならってということでございまして、先ほども部長からの答弁がありましたように、全県、もう県内全ての自治体で実施をするということでございますので、武雄もその例にならってやったほうが良いということで私は判断をしております。

皆さんの御賛同のほどよろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 126 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第 127 号議案に対する討論を求めます。

(賛成の声)

討論をとどめます。

これより、第 127 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、第 127 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 第 128 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算 (第 9 回) から、日程第 12. 第 132 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算 (第 4 回) までの以上 5 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 128 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）から第 132 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、一括して補足説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきまして、今回の補正予算では国の経済対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金事業にかかる経費と、佐賀県に準じて特別職と一般職職員等の期末手当に支給率改定に伴う人件費の補正及び朝日公民館建設事業におけるウッドショックによる資材単価の高騰による建設工事費等の増額をお願いしているところでございます。

補正予算の 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額にそれぞれ 4 億 201 万 1000 円を追加し、補正後の総額を 338 億 9879 万 4000 円とするものでございます。

まず歳出について御説明いたします。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

1 款から 10 款まで記載しております職員手当等につきまして、先に御審議いただきました給与改定に伴う人件費の減額補正をお願いしております。

予算説明書（6）ページを御覧ください。

3 款 3 項 2 目児童措置費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業にかかる経費として、給付金 4 億 1150 万円などを計上しております。

予算説明書の（9）ページを御覧ください。

10 款 5 項 2 目公民館費では、朝日公民館建設工事費の増額分等の工事請負費を計上しております。

予算説明書の（10）ページを御覧ください。

14 款 1 項 1 目予備費では財源調整として 300 万 3000 円を減額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算説明書の（3）を御覧ください。

歳入につきましては、今回の歳出予算の財源として、15 款国庫支出金では子育て世帯への臨時特別給付金を 4 億 1451 万 1000 円を計上しております。

19 款繰入金では、財政調整基金として、財政調整基金繰入金を 3000 万円減額しております。

22 款市債では、朝日公民館建設事業に係る合併特例債を 1750 万円計上しております。

次に、特別会計、企業会計について御説明いたします。

3 つの特別会計と 1 つの企業会計の補正予算につきましては、いずれも先に御審議いただきました給与改定に伴う人件費の減額補正をお願いしているところであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第128号議案から第132号議案までの以上5議案に対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員／（9）ページの朝日公民館の建設工事費のウッドショックによる変更ということで、ウッドショック以外にもその最初契約してから土地は上がるというのはあると思うんですけども、そういうののルールで何パーセント上がったなら市が持ちますとか、何パーセント以内は元の中でやってくださいとか、その辺のルールはどういうふうになっているのかお聞きします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。

先ほどの御質問の分でございますが、この分につきましては武雄市建設工事請負契約約款第27条にその規定がございまして、日本国内等の著しい価格変動があった場合についてはというふうな規定がございまして、

今回はウッドショックという世界的な変動がございまして、それに基づいて補正予算のお願いしているところでございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／世界的にはそういうことも聞きますけど、まだ地元ではそこまで波及していないという話も聞くんですけども、その単価の確認とかはされたんでしょうか。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／価格につきましては、木材納入業者からの入札時と納入時の見積書比較を行ったところ、増額となっております。

刊行物、建設物価という本でございまして、そちらで公表をされている価格の上昇率は2倍となっております。それと比較しても今回出していただいた見積の上昇率は1.6から1.8倍ということになっておりまして、市の建築担当者及び委託している監理事務所とで精査を行った上で今回の増額は適正な価格と判断しております。

議長／20番 江原議員

江原議員／2点ですが、今現在の進行状況はどうなっていますか。

それと、今回の補正予算が先議に対して3種類。

いわゆる、国からの子育て支援、それから期末手当の人件費、これだけの補正予算かと思って資料を見ていましたら、今の宮本議員からもあった朝日公民館建設工事が入っているわけですね。

だから、先議にする必要性があったのかどうか。

やっぱり委員会付託をして、常任委員会でそうした説明も受け、ちゃんと現場も見て、やっぱり議会にそれだけの機能と役割を発揮させてほしいと思うんですよ。

だから先議という重みと、この市の単独事業のこれはひっくるめて補正予算で組んであるから正直びっくりしたんですよ。

だから、これ第9号議案は正直、一緒になって論議というか採決に関わるわけですよ。

だから、当然、この期末手当の問題、先ほど可決されました。

それと併せて、いわゆる先議に当たるわけです。

そして、この子育て世代、国の施策に対して、やっぱり臨時特別給付事業の必要性からしても私も賛成したわけです。

だけど、この市の事業の朝日公民館建設工事については、やはり委員会付託をして十分な審議をするべきだということを私は訴えたいので、何でこれを先議に入れたのかちょっと説明してください。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／まず、工事の進行状況でございますが、現在、建物本体工事の棟上げをしまして、屋根のところを組み立てておるところでございます。

それと、もう一点目の先議の理由でございますが、理由といたしまして3点ございます。

まず、先ほども、ちょっとウッドショックの話が出ておりましたが、朝日公民館本体と屋外倉庫につきましては主体構造が木造であるため、ウッドショックにより当初見込んでいたより工事費が増額となること、そのほか今回通信設備工事、ケーブルテレビ電話回線、機械警備の追加工事もお願いしておりますがその分もあり、増額補正をお願いする必要が生じたこと。

次に、2点目でございますが、工事の進捗につきまして、今年9月の時点では基礎工事の段階でまだ木材発注の時期に来ておらず、木材の価格変動の見通しがつかなかったことから12月議会での補正のお願いとなっております。

3点目でございますが、もともと朝日公民館本体の建築主体工事契約につきましては、2億

円以上の契約となったため6月議会で議決をいただいている案件でございます。

また、来年4月の供用開始に向けて工事のほうを進めておりまして、変更契約につきまして、12月議会の追加議案として議決をお願いしたく、補正予算については先議をお願いしているところでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／先議の件について、今日、開会です。

閉会日は12月16日です。

各委員会の日程が13、14あるんですよ。

それだけ急ぐ利用は何も説明されませんでした。

だから先議に値しないと申し述べておきたいと思います。

議長／ということは答弁ありませんね。

12番 池田議員

池田議員／同じく朝日公民館の建設のところで、今、説明があった中に通信機器において追加の工事が必要だと言われましたけれども、これ追加なんですか。

それとも追加じゃなくて、追加じゃない場合だったら設計の段階でどのような通信機器設備の設計がなされていたのか。

なぜ追加が必要になったのかをお願いします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／通信設備の工事費でございますが、この分は先ほど申しましたがケーブルテレビ電話回線、機械警備の工事で、ケーブルの引き込みやセンサーの設置、機器の移設等を行うものでございます。

予算計上につきましては、当初予算の段階では詳細な工事範囲が確定していなかったため、今回補正をお願いしているところでございます。

議長／ほかございませんね。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第128号議案から第132号議案までの以上5議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしました。

いと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論・採決を行います。討論・採決については議案ごとに行います。

まず、第 128 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(賛成の声)

討論をとどめます。

これより、第 128 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、第 128 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第 129 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(賛成の声)

討論をとどめます。

これより、第 129 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、第 129 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第 130 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(賛成の声)

討論をとどめます。
これより、第 130 号議案を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。
よって、第 130 号議案は、原案のとおり可決されました。
次に、第 131 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(賛成の声)

討論をとどめます。
これより、第 131 号議案を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。
よって、第 131 号議案は、原案のとおり可決されました。
次に、第 132 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

(賛成の声)

討論をとどめます。
これより、第 132 号議案を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、第 132 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議定第 2 号 証言拒否に伴う告発の件を議題といたします

ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会で調査中の遅延に関する調査について関係人

田中大志郎君に対し証言を求めたところ、正当な理由がないのに証言を拒んだので、この際、

地方自治法第 100 条第 9 項の規定により同君を告発することにいたしたいと思えます。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本議会は、田中大志郎君を地方自治法第 100 条第 9 項の規定により告発することに

決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。